

◎新潟県告示第825号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、新潟市に係る新潟農業振興地域（平成28年新潟県告示第163号）、黒埼農業振興地域（平成12年新潟県告示第328号）、白根農業振興地域（平成23年新潟県告示第317号）及び亀田農業振興地域（平成12年新潟県告示第328号）の区域を次のとおり変更する。

令和2年7月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更した地域の名称

- (1) 新潟農業振興地域
- (2) 黒埼農業振興地域
- (3) 白根農業振興地域
- (4) 亀田農業振興地域

2 区域

- (1) 新潟市（旧新潟市）のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の緑色で着色した部分に該当する区域を除外した区域（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

- (2) 新潟市（旧黒埼町）のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の緑色で着色した部分に該当する区域を除外した区域（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

- (3) 新潟市（旧白根市）のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の緑色で着色した部分に該当する区域を除外した区域（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

- (4) 新潟市（旧亀田町）のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の緑色で着色した部分に該当する区域を除外した区域（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和2年7月17日